

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年 第8回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年8月25日(火)		開 会	午後2時00分
				閉 会	午後3時30分
開催場所		庄和総合支所1階市民ホール			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：10人)		(欠席人数：7人)	
		2	齋藤 千松	1	川鍋 信一
		5	小川 利雄	3	鈴木 宏
		6	高橋 公彦	4	水口 健二
		7	萩原 勝	9	渡邊 幸夫
		8	星野 治三郎	13	折原 みち子
		10	山崎 勇喜	14	前島 喜一
		11	伊藤 弘子	15	(欠番)
		12	横井 貞夫	17	小久保 静夫
		16	内田 高由	19	(欠番)
	18	市川 大倫			
	事務局	(出席人数：4人)			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議案第1号農地法第3条(委員会)：公開 議案第2号農地法第4条(知事)：公開 議案第3号農地法第5条(知事)：公開 議案第4号生産緑地法従事者証明：公開 議案第5号春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について：公開			
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：			

配 布 資 料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	5	小川 利雄
	8	星野 治三郎
	18	市川 大倫

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午後２時００分）</p> <p>ただ今から２０２０年第８回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員１０名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条により総会は成立いたします。なお、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>８月１１日に運営委員会を開催し、</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）</p> <p>(2) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について（依頼）</p> <p>(3) ２０２０年度「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」の加入案内及び関係資料の送付について の件につきまして、協議しました。</p> <p>(2) の春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について（依頼）は、計画内容に疑義があるため審議保留といたしました。</p> <p>本日、総会前に運営委員会を開催し、「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」再審議いたしました。農業振興課より説明があり、追加議案として上程することといたしました。</p>
議長	<p>おはかりいたします。ただいま小川委員長より報告があったとおり、「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」日程を変更し、議案に追加します。これにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認め日程１０ 議案第５号 「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を追加し、日程４を審議後に、審議いたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>（追加議案配布）</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開会します。次に、春日部市農業振興審議会について横井委員より報告がございます。</p>
横井委員	<p>８月７日の春日部市農業振興審議会に水口委員と私が出席いたしまして、</p>

<p>議長</p>	<p>(1) 農用地区域からの除外申出について の件につきまして、協議しました。</p> <p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条(委員会)」1議案2件 日程2 議案第2号「農地法第4条(知事)」1議案2件 日程3 議案第3号「農地法第5条(知事)」1議案6件 日程4 議案第4号「生産緑地法従事者証明」1議案3件 日程10 議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」の合計5議案となります。</p> <p>なお、「農地法第3条(委員会)」申請番号24番及び「農地法第5条(知事)」の申請番号39番から43番、45番、46番については、議案書送付後に取下げとなったため、議案書からは削除をお願いし、欠番となります。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号5番小川利雄委員、8番星野治三郎委員、18番市川大倫委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>それでは、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。申請番号25番、26番について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第3条(委員会)」について、申請が2件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号25番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>申請番号26番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、贈与です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
<p>議長</p>	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代</p>

議長	<p>わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり) 異議なしと認め、申請番号25番、26番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。 申請番号25番について、岡田推進委員より、長谷川推進委員、萩原農業委員と同行して令和2年8月7日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地について幸松地区については市川農業委員より、内牧地区については折原農業委員より、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。 申請番号26番について、田口推進委員より、内田農業委員と同行して令和2年8月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地について横川推進委員より、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番山崎勇喜委員より申請番号25番、26番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号25番、26番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。申請番号25番について、スクリーン上の写真の時期はいつですか。</p>
事務局	<p>しろかき後の7月の写真です。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。申請番号26番について、譲渡人と譲受人の関</p>

	係について教えてください。
事務局	譲渡人は譲受人の兄の妻です。兄死亡後、農地を相続した妻が農業を続けられないため、今回の申請に至ったものです。
議長	ほかに質問はありますか。
	(なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号25番、26番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」について申請番号25番、26番を許可と決しました。 次に、日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号10番、11番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第4条(知事)」について、許可申請が2件あったので、審議を求める。議案書の3頁をご覧ください。 申請番号10番について、詳細は議案書のとおり。令和2年7月に申請がありました。申請人の都合により取り下げをして、再申請となります。申請理由について、宅地の追認申請です。その内容は対象地は昭和45年以前から住宅等が建設されていますが登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものです。案内図7頁詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。住宅については、昭和45年の航空写真により線引き前から現在の位置に建設されていたことが確認できます。しかし、南側の物置については、航空写真上に建設物は確認できません。当該物置について、担当地区農業委員より違反事案発見調書が提出されております。調書提出時に担当地区農業委員・推進委員による指導が完了しています。また過日行われた事前審査時に申請人にその旨指導済みです。よって、埼玉県知事に違反転用事案報告書を提出予定です。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金については、工事不要のため、資金はかかりません。申請地周辺は、集団的農地が10ヘクタール未満であり農地区分は第2種農地と考えます。 申請番号11番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は太陽光発電設備の設置です。案内図は9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。被害防除措置として、ネットフェ

ンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり第2種農地と考えられます。

議長

次に、申請番号10番、11番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号10番について、横川推進委員より、前島農業委員と同行して令和2年8月5日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、申請地について、今回の追認申請と相違する場所に物置が建設されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとことが確認できないと報告を受けました。以上の事から問題ありと報告がありました。

申請番号11番について、岡田推進委員より、長谷川推進委員、萩原農業委員と同行して令和2年8月7日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地について横川推進委員より、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に議席番号10番山崎勇喜委員より申請番号10番、11番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号10番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地内に昭和45年当時の航空写真では確認できない物置があることから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため、問題ありと報告を受けました。また、現在の位置に建設されているこの物置について、担当地区農業委員より違反事案発見調書を提出されたことを事務局から報告を受けました。現地調査を実施し状況を確認したところ、当該申請については、事前審査委員4人の合議により不許可相当とすることと決しました。

申請番号11番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保さ

	<p>れていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。申請番号10番について、申請時に違反地だと判明していたのですか。今回の調査で判明したのですか。</p>
事務局	<p>今回の調査で判明したものです</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号10番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。よって、申請番号10番と、申請番号11番を別に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号10番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号10番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号11番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号11番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。 次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号34番から38番、44番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条(知事)」について、許可申請が6件あったので、審議を求めます。議案書の4頁をご覧ください。 申請番号34番について、詳細は議案書のとおり。令和2年6月及び7月に申請しましたが、申請人の都合により取り下げをし、再申請となります。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後は大豆・ナバナ等を作付けする計画です。案内図は11頁、詳細図は12頁から15頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。申請書は整つ</p>

ています。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

申請番号35番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は仮設足場施工業当等を営んでいます。転用計画は、事業の拡大に伴い資材置場の増設です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、シートフェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号36番について、詳細は議案書のとおり。申請法人はコンビニエンスストアを営んでいます。転用計画は、店舗の駐車場の拡張です。案内図19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は南側及び東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号37番について、詳細は議案書のとおり。議案第2号農地法第4条申請番号11番の関連案件です。申請理由は太陽光発電設備への通路として利用するためです。案内図は21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。被害防除措置として、抜き板を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。自己施行のため費用はかかりません。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり第2種農地と考えられます。

申請番号38番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年1月17日自己専用住宅で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されていま

す。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既存の排水管に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号44番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後は白菜・なす・トマトを作付けする計画です。案内図は29頁、詳細図は30頁から31頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。

議長

次に、申請番号34番、44番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号34番について、野村推進委員より、折原農業委員と同行して令和2年8月11日に申請地及び使用貸人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地について市川農業委員より農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号44番について、横川推進委員より、前島農業委員と同行して令和2年8月5日に申請地及び使用貸人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に、議席番号16番内田高由委員より申請番号34番から38番、44番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号34番、44番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報

告を受けたことから、事前審査委員４人で合議により許可と決しました。

申請番号３８番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、竹が生い茂り農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。このことについては、不許可に関する要件とはならないため、当該申請については、事前審査委員４人で合議により許可相当とすることと決しました。ただし、埼玉県の審査にあたっては、農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認する旨の意見を付すこととしました。

申請番号３５番から３７番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員４人で合議により許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号３８番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号３８番と、申請番号３４番から３７番、４４番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。議案第３号「農地法第５条（知事）」申請番号３４番から３７番、４４番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第３号「農地法第５条（知事）」申請番号３４番から３７番、４４番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号３４番を農地法第５条第３項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。

次に申請番号３８番を許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第３号「農地法第５条（知事）」申請番号３８番を許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。

次に日程４ 議案第４号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。

事務局

申請番号1番から3番について、事務局より説明を求めます。

議案第4号「生産緑地法従事者証明」について、証明願が3件あったので、審議を求める。議案書の8頁をご覧ください。

生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願につきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。

申請番号1番について、詳細は議案書のとおり。第29号生産緑地地区の全部です。案内図は37頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和2年7月にされたことにより、この度の申請に至ったものです。

申請番号2番について、詳細は議案書のとおり。第117-2号生産緑地地区の全部です。案内図は38頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和2年7月にされたことにより、この度の申請に至ったものです。

申請番号3番について、詳細は議案書のとおり。第1008号生産緑地地区の全部です。案内図は39頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数85日でこれまで農業を営んでおりましたが、令和元年8月10日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

議長

次に、申請番号1番から3番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号1番について、新井推進委員より、鈴木推進委員、市川農業委員、水口農業委員と同行して令和2年8月11日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号2番について、小川推進委員より、小川農業委員と同行して令和2年8月7日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を

受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号3番について、岡田推進委員より、長谷川推進委員、萩原農業委員と同行して令和2年8月7日に申請地の現地調査を実施したところ、雑草が繁茂しており農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。以上の事から農地の適正管理上は問題ありと報告がありました。

議長 次に、議席番号11番伊藤弘子委員より申請番号1番から3番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号1番、2番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員4人で合議により原案のとおり証明することと決しました。

申請番号3番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地に雑草が繁茂しており農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。このため、当該申請については、事前審査委員4人の合議により申請地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するよう指導し、証明書を交付することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。
申請番号1番から3番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号「生産緑地法従事者証明」について申請番号1番から3番について証明書を発行することと決しました。ただし、申請番号3番については、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するよう指導します。

次に議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」追加議案書をご覧ください。春日部市長より、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項により春日部農業振興地域

整備計画の変更に関する意見を求められたので、8月7日まで意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。過日、8月11日に運営委員会を開催し、継続審議となりました。本日運営委員会を開催し、意見の案を作成いたしましたのでご審議願います。

運営委員会で審議しましたところ、原案のとおり問題なしとして意見を付しますが、除外案件1・2・4について関係課への要望を、案の中に追記いたします。

除外案件1・2について、整備計画の変更後、申請された土地利用計画どおり施工を行うよう関連各課で適切に指導すること。

・除外案件2について、既存施設の緑地及び雨水貯留施設がなく、今回の申請で是正となるため、審査の厳格化及び土地利用計画どおりに施工を行うよう指導すること。

また、当案件については、今後において施工内容が維持できるよう農業振興課・開発調整課・公園緑地課・河川課等関連各課で追跡調査をすること。

・除外案件4について、分筆後に小規模農地が残るため、農業振興課においても適正な利用について指導する。

以上のことを追記し、問題なしと市長へ意見を付することとしました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。

議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を原案のとおり決定し、先ほどの事務局の説明のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を原案のとおり決定しました。ただし、事務局の説明のとおり意見を付します。

次に、日程5報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」

日程6報告第2号「農地法第4条（届出）」

日程7報告第3号「農地法第5条（届出）」

日程8報告第4号「農地法第18条（通知）」

日程9報告第5号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の9頁から16頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。

委員 議席番号18番市川です。取り下げのあった農地法第4条申請番号24番

	について、譲渡人と譲受人の関係について教えてください。
事務局	父子です。
議長	ほかに質問はありますか。
委員	議席番号18番市川です。取り下げのあった農地法第5条申請番号39番から43番、45番、46番については取り下げの理由を教えてください。
事務局	土地利用計画と申請内容が異なっていたため、取り下げとなりました。
議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第8回総会を閉会いたします。 閉会（午後3時30分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番